第四十一号様式（第八条関係）（Ａ４）

建築基準法第15条第1項の規定による

建築物除却届

（第一面）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　除却工事施工者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

※受付経由機関記載欄

（第二面）

【1.除却場所】

【2.除却予定年月日】　　令和　　年　　月　　日

【3.主要用途】　　（1）居住専用建築物　　　　（　　　　　）

　　　　　　　　　（2）居住産業併用建築物　　（　　　　　）

　　　　　　　　　（3）産業専用建築物　　　　（　　　　　）

【4.除却原因】　　（1）老朽して危険があるため　　（2）その他

【5.構造種別】　　（1）木造　　　　　　　　　　　（2）その他

【6.建築物の数】

【7.住宅の戸数】　　　　　　　　　　　戸

【8.住戸の利用関係】　　（1）持家　　（2）借家　　（3）給与住宅

【9.建築物の床面積の合計】　　　　　　　㎡

【10.建築物の評価額】　　　　　　　　 千円

（注意）

１．第一面関係

　①　除却工事施工者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができま

　　す。

　②　※印のある欄は記入しないでください。

２．第二面関係

　①　各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。

　②　３欄は、（1）から（3）までのうち該当する番号を○印で囲んでください。

　③　３欄において「（1）居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当する

　　ものを選んで括弧内に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 主要用途の区分 | 記号 |
| 居住専用住宅（附属建築物を除く。） | 01 |
| 居住専用住宅附属建築物（物置, 車庫等） | 02 |
| 寮, 寄宿舎, 合宿所（附属建築物を除く。） | 03 |
| 寮, 寄宿舎, 合宿所附属建築物（物置, 車庫等） | 04 |
| 他に分類されない居住専用建築物 | 05 |

　④　３欄において「（2）居住産業併用建築物」及び「（3）産業専用建築物」に該当する場合

　　は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に

　　記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建地物以外に既存の建築物があると

　　きは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主要用途の区分 | | 記号 |
| 農林水産業 | 農業, 林業, 漁業, 水産養殖業 | 11 |
| 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業 | 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 12 |
| 建設業 | 13 |
| 製造業 | 食料品製造業, 飲料・たばこ・飼料製造業, 繊維工業, 木材・木製品製造業, 家具・装備品製造業, パルプ・紙・紙加工品製造業, 印刷・同関連業, プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。）, 窯業・土石製品製造業 | 14 |
| 化学工業, 石油製品・石炭製品製造業 | 15 |
| 鉄鋼業, 非鉄金属製造業, 金属製品製造業 | 16 |
| はん用機械器具製造業, 生産用機械器具製造業, 業務用機械器具製造業, 電子部品・デバイス・電子回路製造業, 電気機械器具製造業, 情報通信機械器具製造業, 輸送用機械器具製造業, | 17 |
| ゴム製品製造業, なめし革・同製品・毛皮製造業, その他の製造業 | 18 |
| 電気・ガス・熱供給・  水道業 | 電気業 | 19 |
| ガス業 | 20 |
| 熱供給業 | 21 |
| 水道業 | 22 |
| 情報通信業 | 通信業 | 23 |
| 放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業 | 24 |
| 映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。） | 25 |
| 映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。） | 26 |
| 運輸業 | 鉄道業, 道路旅客運送業, 道路貨物運送業, 水運業, 航空運輸業, 倉庫業, 運輸に附帯するサービス業 | 27 |
| 卸売業, 小売業 | 卸売業, 小売業 | 28 |
| 金融業, 保険業 | 金融業, 保険業 | 29 |
| 不動産業 | 不動産取引業, 不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。） | 30 |
| 不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。） | 31 |
| 宿泊業, 飲食サービス業 | 宿泊業 | 32 |
| 飲食店, 持ち帰り・配達飲食サービス業 | 33 |
| 教育, 学習支援業 | 学校教育 | 34 |
| その他の教育, 学習支援業（社会教育に限る。） | 35 |
| その他の教育, 学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。） | 36 |
| その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。） | 37 |
| 医療, 福祉 | 医療業, 保健衛生 | 38 |
| 社会保険・社会福祉・介護事業 | 39 |
| その他のサービス業 | 郵便業（信書便事業を含む。）,郵便局 | 40 |
| 学術・開発研究機関, 政治・経済・文化団体 | 41 |
| その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。） | 42 |
| 娯楽業 | 43 |
| 宗教 | 44 |
| 物品賃貸業, 専門サービス業, 広告業, 技術サービス業,洗濯・理容・美容・浴場業, その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。）,協同組合, サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。） | 45 |
| 国家公務, 地方公務 | 国家公務, 地方公務 | 46 |
| 他に分類されないもの | 他に分類されないもの | 99 |

　⑤　４欄、５欄及び８欄は、該当する番号を○印で囲んでください。